

---

# 令和7年度 市町村職員の給与等について

---

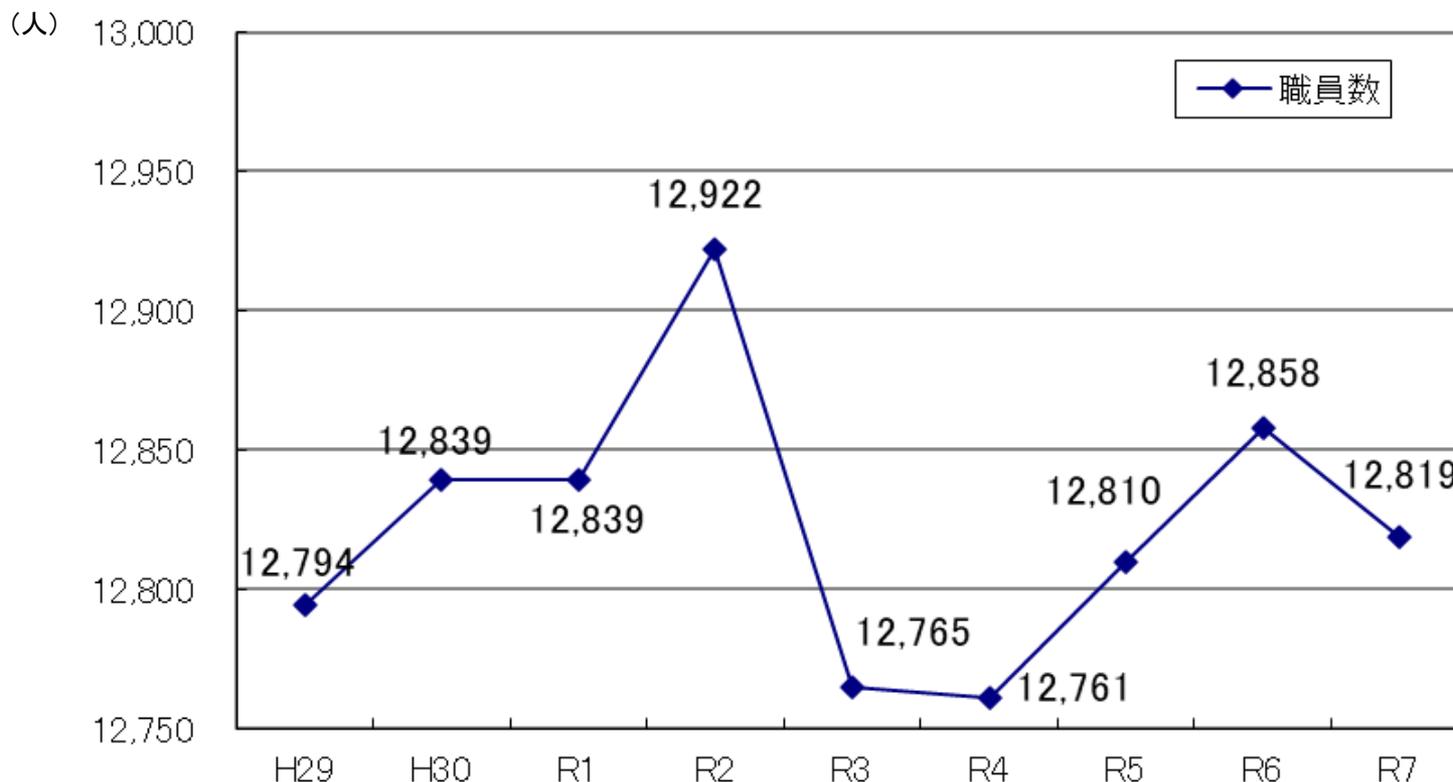
岡山県県民生活部市町村課

# 目次

- 1 職員数の推移
- 2 部門別職員数の推移
- 3 部門別職員数
- 4 ラスパイレス指数の推移(一般行政職)
- 5 市町村別ラスパイレス指数(一般行政職)
- 6 給料表の級数・構造
- 7 給料表級別職員数
- 8 初任給基準額
- 9 期末・勤勉手当
- 10 人事評価結果の活用状況(昇給、勤勉手当)
- 11 人事評価結果の活用状況(昇任・昇格、分限)
- 12 市町村別ラスパイレス指数(技能労務職)
- 13 特別職の給料(報酬)

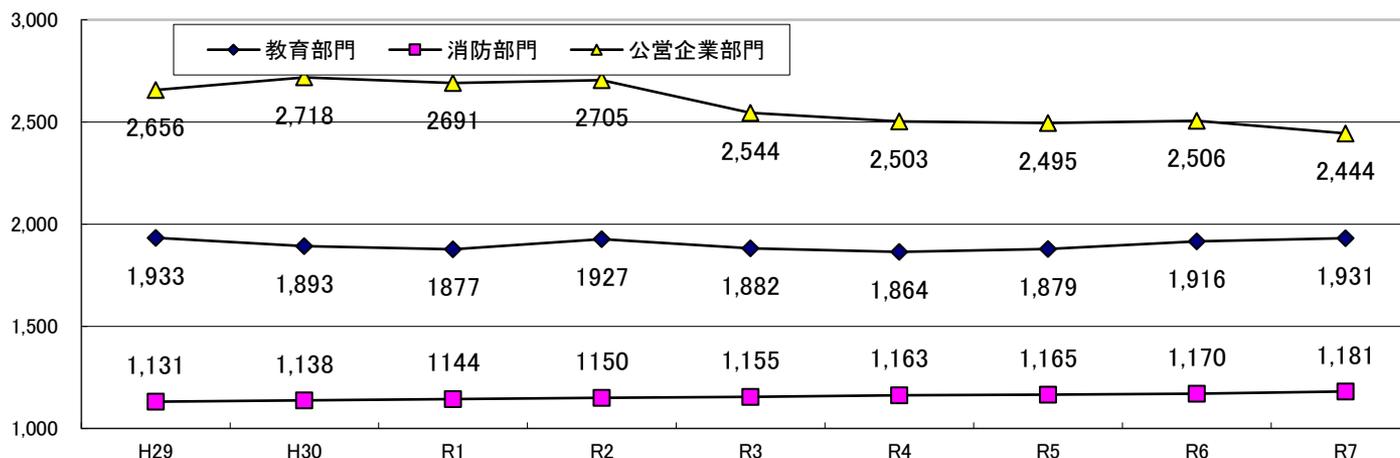
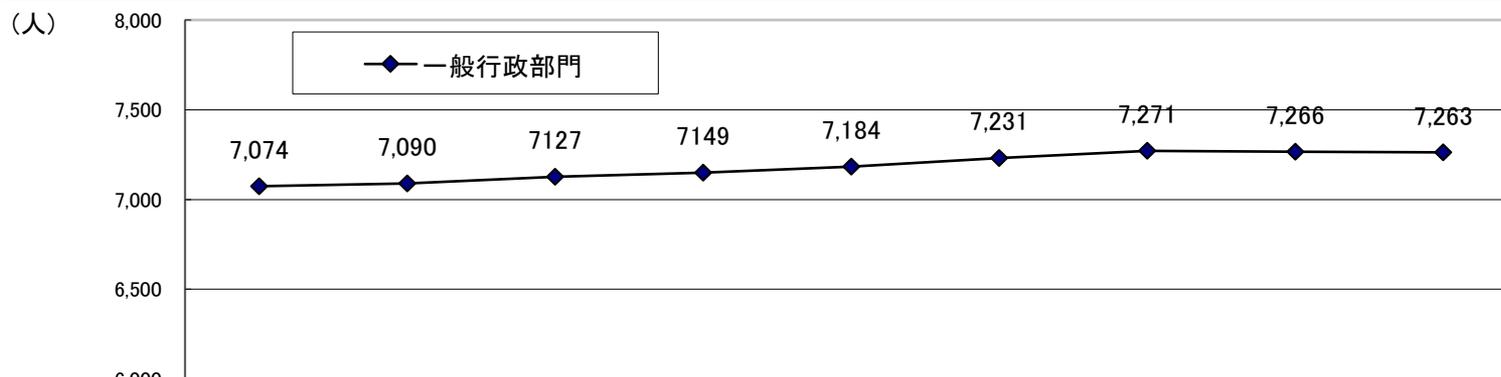
# 職員数の推移

- 各市町村の職員数は、令和3年度に病院事業部門を地方独立行政法人化した市町村があった影響等により減少しています。その後、横ばい～緩やかな増加が続きましたが、令和7年度に再び減少しています。これは、多くの市町村において、早期退職者の増加や適正な採用者数の確保ができていない状況があるほか、令和5年度からの定年引上げに伴い当面2年に1度生じる定年退職者が令和6年度末に生じたという制度的要因等が考えられます。



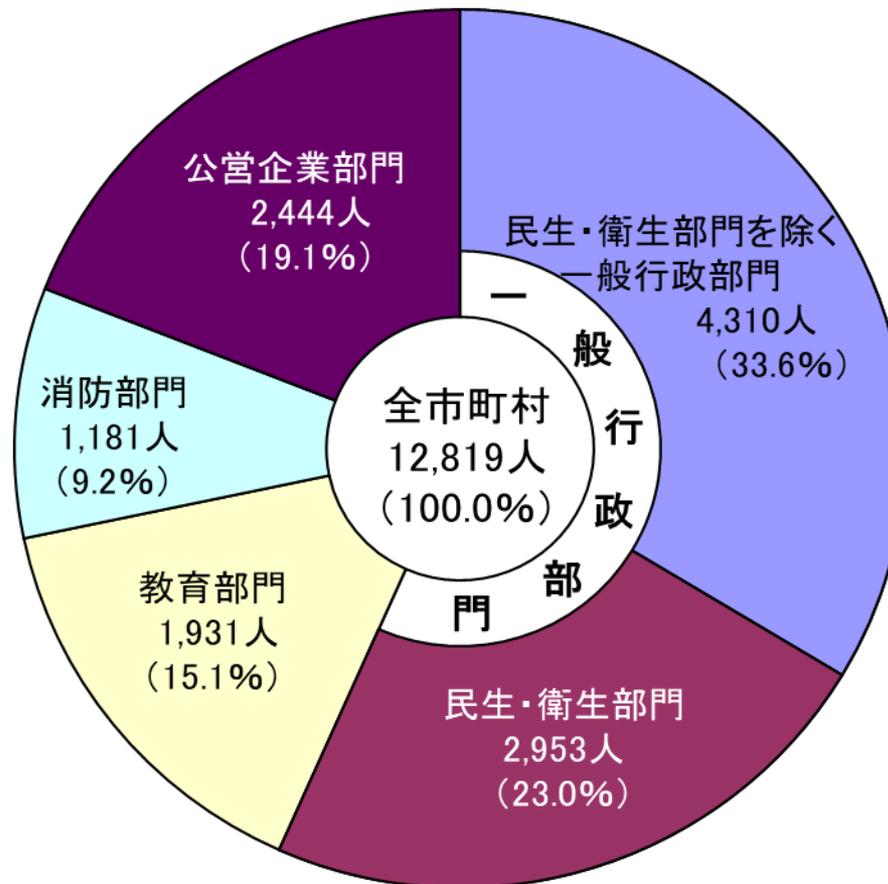
# 部門別職員数の推移

- 令和7年度の一般行政部門(議会、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生)は、横ばいで推移しています。
- 公営企業部門は、令和3年度に病院事業を地方独立行政法人化した市町村があったことにより、減少しました。



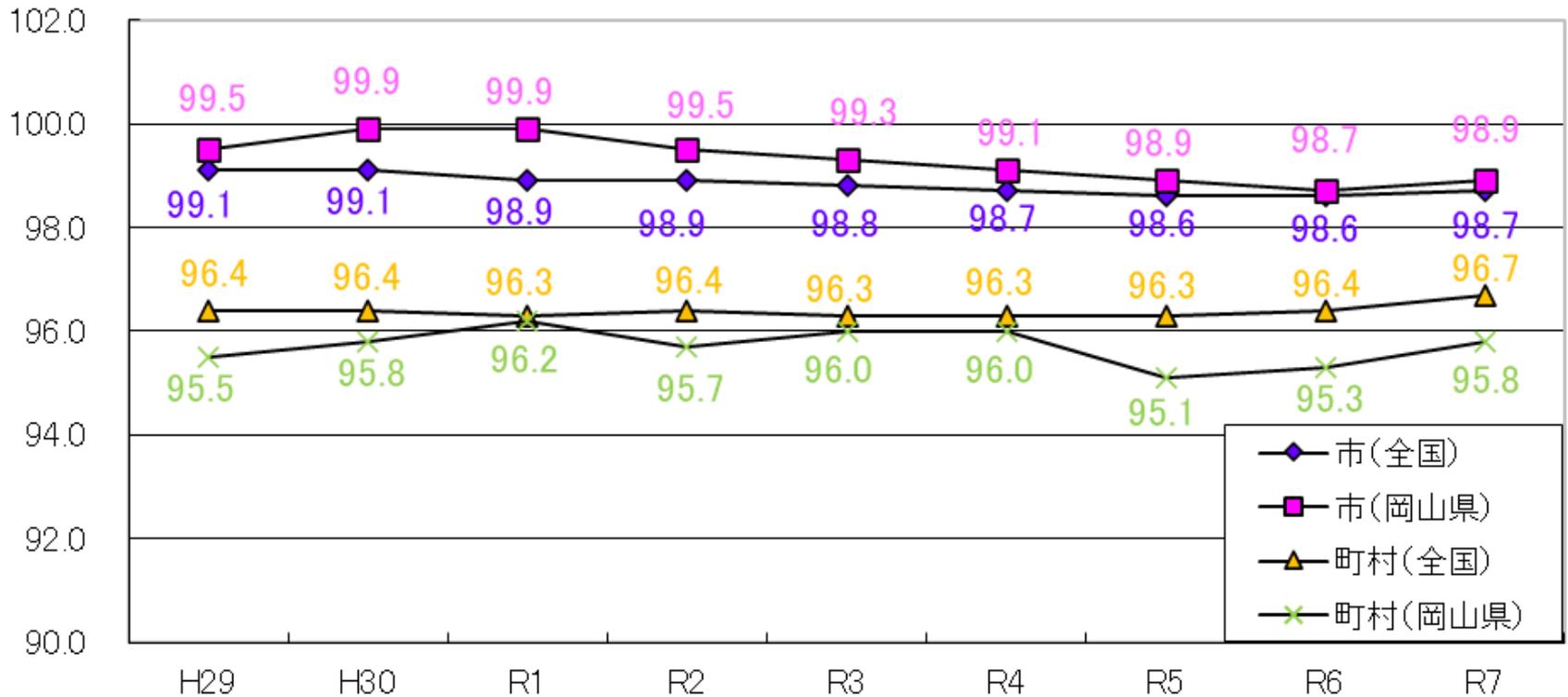
# 部門別職員数

- 市町村職員数は、12,819人です。
- 行政部門別に見ると、一定の配置数が求められている住民サービス部門(民生・衛生部門、教育部門、消防部門)の比率は、全国数値と概ね均衡しています。



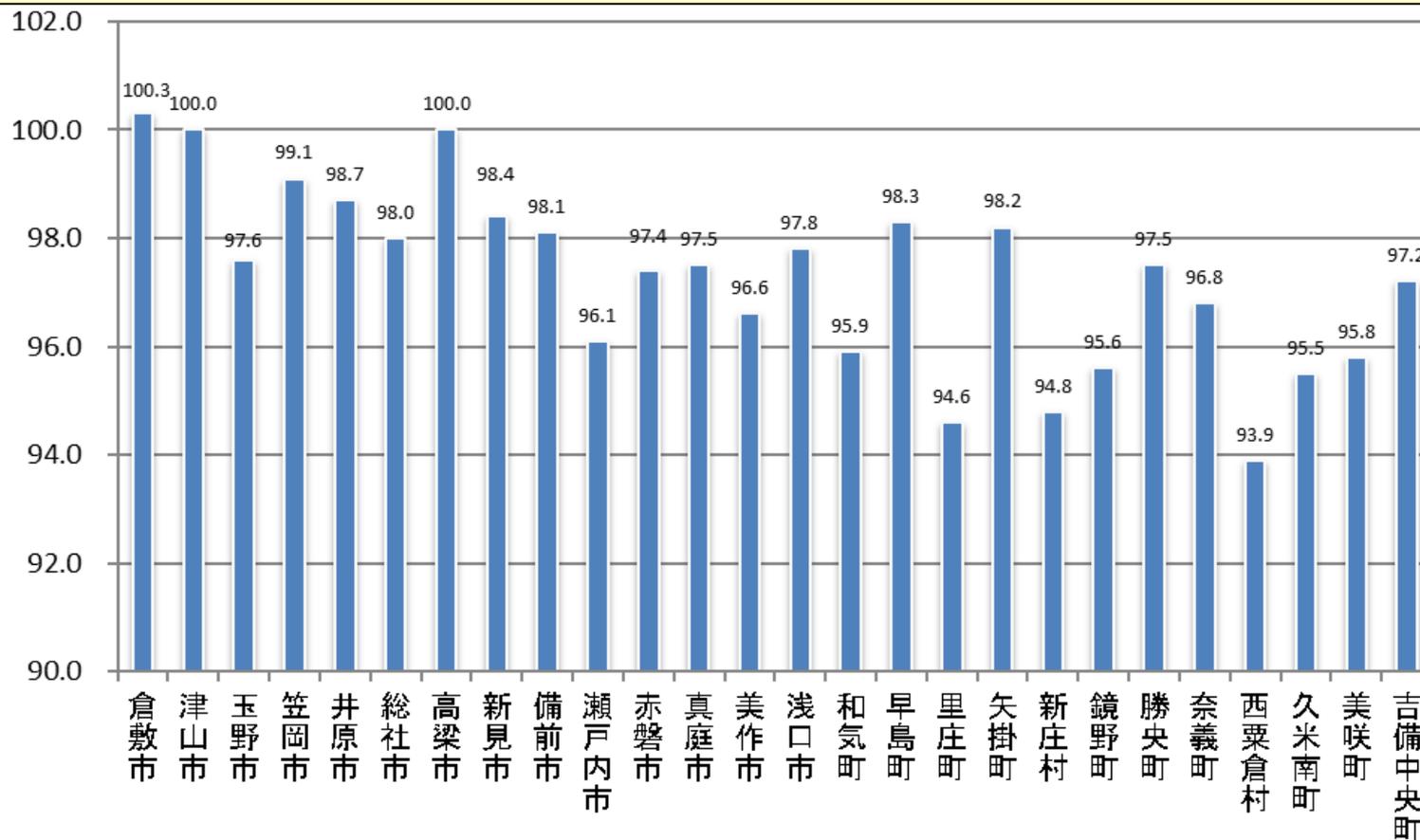
# ラスパイルス指数の推移(一般行政職)

- ラスパイルス指数とは、国家公務員の給与水準を100としたときの市町村職員の給与水準です。
- 県内市の平均値は全国平均をやや上回っており、町村の平均値は全国平均を下回っています。



# 市町村別ラスパイルス指数(一般行政職)

- 国家公務員(行政職俸給表(一)を適用する職員)の給与水準を100としたときの、市町村別(一般行政職)のラスパイルス指数です。
- 国家公務員又は民間の給与水準と比べて乖離が生じている市町村においては、その適正化を図る必要があります。



# 給料表の級数・構造

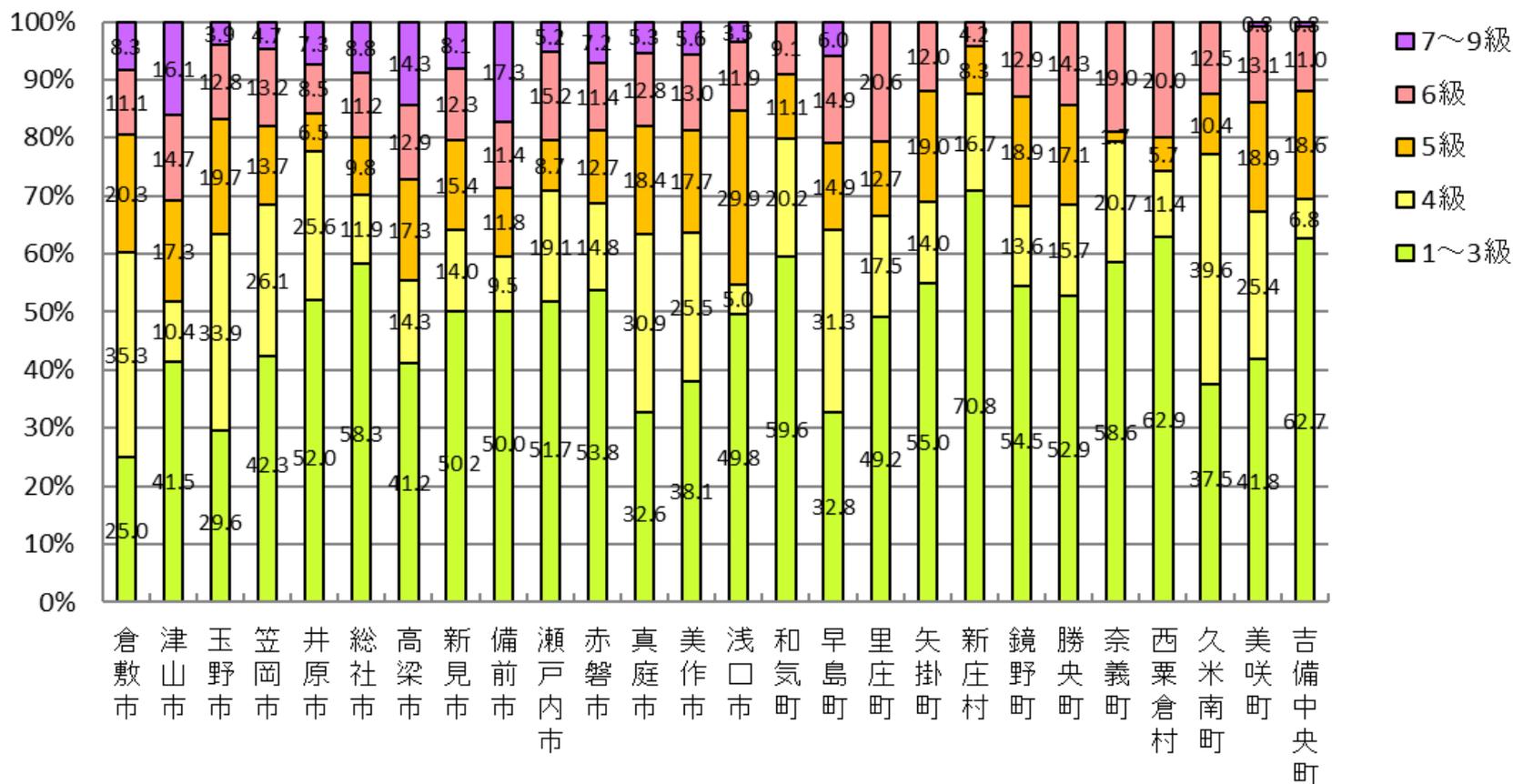
- 地方公務員の給与は、給与条例主義、職務給の原則、均衡の原則に基づき決定されます。
- 給与制度は国家公務員と、給与水準は地域の民間給与と均衡を図る必要があります。

	一般行政職		技能労務職	
	級数	構造が国と異なる	級数	構造が国と異なる
倉敷市	9		5	
津山市	8		2	
玉野市	7	○	4	○
笠岡市	8	○	3	○
井原市	8	○	2	○
総社市	8		5	
高梁市	8		1	○
新見市	8		1	○
備前市	8		5	
瀬戸内市	7		5	
赤磐市	8		5	
真庭市	7		5	
美作市	7		5	
浅口市	7		1	○

	一般行政職		技能労務職	
	級数	構造が国と異なる	級数	構造が国と異なる
和気町	6		4	
早島町	6		3	
里庄町	6		3	
矢掛町	7		4	
新庄村	6		4	
鏡野町	6		4	
勝央町	6		5	
奈義町	7		4	
西粟倉村	6		3	
久米南町	6		4	
美咲町	7		4	
吉備中央町	7		4	

# 給料表級別職員数

- 職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて決定されるべきであり、5級(概ね課長補佐)以上の構成比率など職員構成のバランスに留意する必要があります。



※四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

# 初任給基準額

- 均衡の原則により、国家公務員及び他市町村等との均衡を図る必要があります。

	一般行政職	
	大学卒	高校卒
(円)		
倉敷市	225,600	194,500
津山市	220,000	188,000
玉野市	220,000	188,000
笠岡市	222,000	193,500
井原市	220,000	188,000
総社市	226,700	196,200
高梁市	225,600	201,000
新見市	220,000	188,000
備前市	222,000	188,000
瀬戸内市	220,000	188,000
赤磐市	220,000	188,000
真庭市	220,000	188,000
美作市	220,000	188,000
浅口市	220,000	188,000

	一般行政職	
	大学卒	高校卒
(円)		
和気町	220,000	188,000
早島町	220,000	188,000
里庄町	220,000	188,000
矢掛町	220,000	194,500
新庄村	220,000	188,000
鏡野町	220,000	188,000
勝央町	220,000	188,000
奈義町	220,000	188,000
西粟倉村	220,000	188,000
久米南町	220,000	188,000
美咲町	220,000	188,000
吉備中央町	220,000	188,000

国家公務員	220,000	188,000
-------	---------	---------

※国は、国家公務員の給与水準を決定するため、国家公務員と民間従業員の給与(月例給)を調査、比較した上で決定している。

# 期末・勤勉手当

- 期末手当及び勤勉手当の支給月数は国家公務員や地域の民間給与水準との均衡が図られています。

(支給月数)	期末手当	勤勉手当	合計
倉敷市	2.50	2.10	4.60
津山市	2.50	2.10	4.60
玉野市	2.50	2.10	4.60
笠岡市	2.50	2.10	4.60
井原市	2.50	2.10	4.60
総社市	2.50	2.10	4.60
高梁市	2.50	2.10	4.60
新見市	2.50	2.10	4.60
備前市	2.50	2.10	4.60
瀬戸内市	2.50	2.10	4.60
赤磐市	2.50	2.10	4.60
真庭市	2.50	2.10	4.60
美作市	2.50	2.10	4.60
浅口市	2.50	2.10	4.60

(支給月数)	期末手当	勤勉手当	合計
和気町	2.50	2.10	4.60
早島町	2.50	2.10	4.60
里庄町	2.50	2.10	4.60
矢掛町	2.50	2.10	4.60
新庄村	2.50	2.10	4.60
鏡野町	2.50	2.10	4.60
勝央町	2.50	2.10	4.60
奈義町	2.50	2.10	4.60
西粟倉村	2.50	2.10	4.60
久米南町	2.50	2.10	4.60
美咲町	2.50	2.10	4.60
吉備中央町	2.50	2.10	4.60

国家公務員	2.50	2.10	4.60
-------	------	------	------

# 人事評価結果の活用状況（昇給、勤勉手当）

- 人事評価の結果は給与等処遇に反映させる必要があります。人事評価の結果を反映させずに昇給・勤勉手当の一律支給を行うこと、昇任・昇格及び分限処分を行うことは、地方公務員法の趣旨に反する場合がありますため、速やかな対応が求められています。

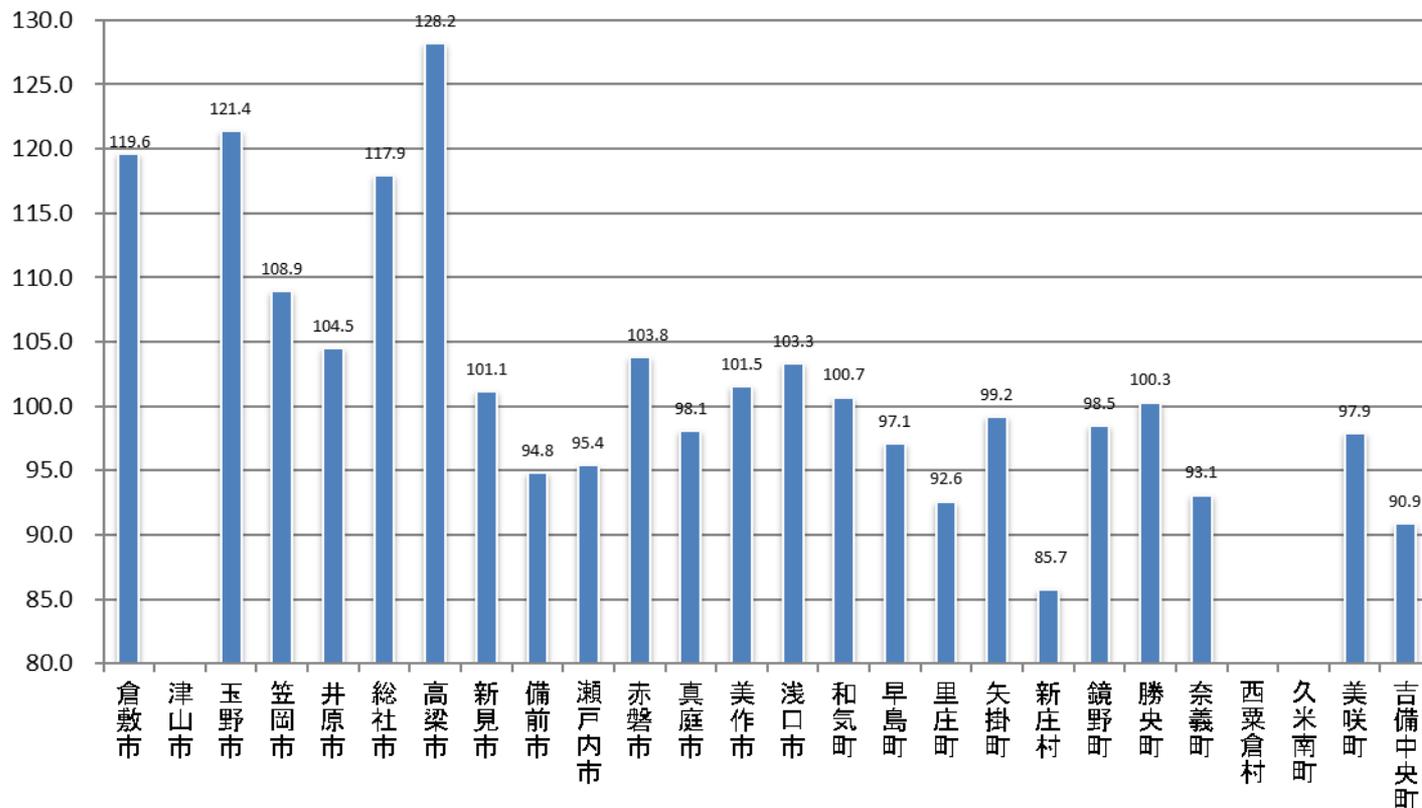
	昇給						勤勉手当					
	1 評価結果の反映状況	2 評価区分の設定状況	3 根拠規定等の整備状況	1 評価結果の反映状況	2 評価区分の設定状況	3 根拠規定等の整備状況	1 評価結果の反映状況	2 評価区分の設定状況	3 根拠規定等の整備状況	1 評価結果の反映状況	2 評価区分の設定状況	3 根拠規定等の整備状況
	管理職員			一般職員			管理職員			一般職員		
倉敷市	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×
津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作市	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○
浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和気町	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
早島町	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
里庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢掛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西粟倉村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

# 人事評価結果の活用状況(昇任・昇格、分限)

	昇任・昇格						分限		
	1 評価結果を参考資料としているか	2要件の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果を参考資料としているか	2要件の設定状況	3根拠規定等の整備状況	1 評価結果を参考資料としているか	2要件の設定状況	3根拠規定等の整備状況
	管理職員			一般職員					
倉敷市	○	×	×	○	×	×	○	×	×
津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	○	○	○	○	○	○	×	×	×
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新見市	○	×	×	○	×	×	×	×	×
備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	×
瀬戸内市	○	×	×	○	×	×	○	×	×
赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作市	○	×	○	○	×	○	○	×	○
浅口市	○	○	○	○	○	○	○	×	×
和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
早島町	×	×	×	×	×	×	○	×	×
里庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢掛町	○	×	×	○	×	×	○	○	○
新庄村	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西粟倉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○

# 市町村別ラスパイルス指数(技能労務職)

- 国家公務員(行政職俸給表(二)を適用する職員)の給与水準を100としたときの、市町村別(技能労務職)のラスパイルス指数です。
- 行政職俸給表(二)に準じた給料表を適用していない市町村の給与水準が高い傾向にあり、その適正化が必要とされています。



※津山市、西粟倉村及び久米南町は指数計算の対象となる技能労務職員がおらず、指数は空白にしている。

# 特別職の給料(報酬)

- 特別職の給料(報酬)は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、生計費や民間賃金との比較において決定される一般職の職員の給与とは性格を異にしますが、第三者機関(特別職報酬等審議会)の意見を聞くなどして公正を期する必要があります。

(百円)	市町村長	副市町村長	議長	議員
倉敷市	11,500	9,300	7,800	6,700
津山市	6,860	6,630	5,550	4,650
玉野市	9,400	7,550	5,350	4,500
笠岡市	8,370	7,022	5,013	4,365
井原市	8,900	7,200	5,050	4,000
総社市	9,500	7,850	5,300	4,200
高梁市	8,300	6,700	4,350	3,500
新見市	5,810	6,750	4,250	3,300
備前市	8,750	7,200	4,550	3,550
瀬戸内市	8,800	7,200	4,500	3,500
赤磐市	8,900	7,000	4,550	3,500
真庭市	8,800	7,200	4,500	3,500
美作市	8,100	6,500	4,100	3,200
浅口市	8,800	7,200	4,700	4,000

(百円)	市町村長	副市町村長	議長	議員
和気町	6,790	5,720	3,120	2,340
早島町	3,880	6,310	3,330	2,573
里庄町	7,000	6,200	3,400	2,550
矢掛町	7,900	6,500	3,320	2,500
新庄村	6,400	5,600	2,800	2,100
鏡野町	7,450	6,050	3,180	2,440
勝央町	7,200	6,100	3,000	2,200
奈義町	7,000	5,700	2,660	2,050
西粟倉村	6,500	5,500	2,630	2,000
久米南町	6,730	5,790	2,800	2,200
美咲町	7,350	5,980	3,150	2,400
吉備中央町	7,150	5,850	3,150	2,400